

春日井市地域自立支援協議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市地域生活支援事業規則（平成18年春日井市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、春日井市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(基本的役割)

第2条 協議会は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号に定める相談支援事業に関し、中核的な役割を果たすため定期的な協議を行うものとする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会に、専門的事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委

員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(参考人の出席)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、その会議に、優れた識見を有する者その他の参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年6月20日から施行する。